

特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書

整理番号

平成 年 月 日 税務署長 殿	提出法人	(フリガナ)	
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	法人の名称	
	単連連 体結 法子親	納 税 地	〒 電 話 () —
	人法法 人 人	本店又は主たる 事務所の所在地	〒
		(フリガナ)	
		代表者の氏名	Ⓜ
		設 立 年 月 日	年 月 日
	資 本 金 の 額 又は出資金の額		円

法人税法第2条第29号ハ(1)に規定する、特定受益証券発行信託の受託者としての承認を受けたいので、法人税法施行令第14条の4第3項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

① 法人が現に行っている事業の概要	
② 法令14条の4第1項第2号に規定する作成及び保存を確実にを行う旨	(イ) その引受けを行う信託に係る信託法第37条第1項に規定する書類又は電磁的記録及び同条第2項に規定する書類又は電磁的記録の作成及び保存を確実にを行う。 <input type="checkbox"/>
	(ロ) (限定責任信託の場合)その引受けを行う信託に係る信託法第222条2項に規定する会計帳簿及び同条第4項に規定する書類又は電磁的記録の作成及び保存を確実にを行う。 <input type="checkbox"/>
③ 法令14条の4第1項第4号の規定による開示をしない場合には、同号の規定により閲覧させることを確実にを行う旨	(イ) その業務及び経理の状況につき金融商品取引法第24条第1項に規定する有価証券報告書に記載する方法その他の財務省令で定める方法により開示する。 <input type="checkbox"/>
	(ロ) 会社法第435条第2項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書その他これらに類する書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これらを閲覧させる。 <input type="checkbox"/>
④ その他参考となるべき事項	添 付 書 類
	法令14条の4第1項第1号のイからハまでに掲げるいずれかの法人に該当する旨を証する書類 ()

(規格A4)

税理士署名押印

Ⓜ

※税務署処理欄

部 門

入 力

整理簿

備 考

「特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書」の記載要領等

特定受益証券発行信託の受託者としての承認を受けようとする法人は、特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書とその納税地（連結子法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地）の所轄税務署長に提出しなければならないことになっていますので、下記の記載方法等を参考としてこの申請書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

記

1 提出部数及び添付書類等

この申請書は、法令14条の4第1項第1号イからハまでに掲げるいずれかの法人に該当する旨を証する書類を添付して1通（調査課所管法人にあっては2通）を納税地の所轄税務署に提出してください。

2 各欄の記載方法

- (1) 「設立年月日」欄には、登記簿に記載されている登記年月日を記載してください。
- (2) 「資本金の額又は出資金の額」欄には、登記されている資本金の額又は出資金の額を記載してください。
- (3) 「① 法人が現に行っている事業の概要」欄には、業務内容を記載してください。
- (4) 「② 法令14条の4第1項第2号に規定する作成及び保存を確実にする旨」欄及び「③ 法令14条の4第1項第4号の規定による開示をしない場合には、同号の規定により閲覧させることを確実にする旨」欄については、各項の該当する□にレ印を付し、その右の余白に要件に該当する事由について記載してください。記載しきれない場合には、適宜の用紙に記載してください。
- (5) 「添付書類」欄には、添付が必要とされる下記3(1)のイからハまでに掲げるいずれかの法人に該当する旨を証する書類で、添付したものを記載してください。
- (6) 法人の名称、納税地及び代表者等の変更を予定されている場合には、「④ その他参考となるべき事項」欄にその旨を記載してください。
- (7) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (8) 「※」欄は記載しないでください。

3 留意事項

この申請は、次に掲げる要件に該当する法人が行うことができます。

- (1) 次のイからハに掲げるいずれかの法人に該当すること。
 - イ 信託会社（信託業法（平成16年法律第154号）第2条第4項に規定する管理型信託会社を除きます。）
 - ロ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）の規定により同法第1条第1項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関
 - ハ 資本金の額又は出資金の額が5,000万円以上である法人（その設立日以後1年を経過していないものを除きます。）
- (2) その引受けを行う信託に係る信託法（平成18年法律第108号）第37条第1項に規定する書類若しくは電磁的記録又は同法第222条第2項に規定する会計帳簿及び同法第37条第2項又は同法第222条第4項に規定する書類又は電磁的記録の作成及び保存が確実に行われると見込まれること。
- (3) その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装して記載又は記録をした事実がないこと。
- (4) その業務及び経理の状況につき金融商品取引法第24条第1項に規定する有価証券報告書に記載する方法その他の財務省令で定める方法により開示し、又は会社法第435条第2項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書その他これらに類する書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これらを閲覧させること。
- (5) 清算中でないこと。

(注) (1)ハの「設立日」とは、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める日をいいます。

- 一 内国法人 設立の日（当該内国法人が次に掲げる法人に該当する場合には、当該法人の区分に応じそれぞれ次に定める日）
 - イ 合併法人（その合併により被合併法人が営んでいた信託の引受けを行う事業の移転を受け、かつ、当該事業を引き続き営むものに限ります。） 当該合併法人と各被合併法人（その合併によりその営んでいた信託の引受けを行う事業を移転するものに限ります。イにおいて同じ。）の設立の日のうち最も早い日（合併により設立された法人にあっては、各被合併法人の設立の日のうち最も早い日）
 - ロ 分割承継法人（その分割により分割法人が営んでいた信託の引受けを行う事業の移転を受け、かつ、当該事業を引き続き営むものに限ります。） 当該分割承継法人と各分割法人（その分割によりその営んでいた信託の引受けを行う事業を移転するものに限ります。ロにおいて同じ。）の設立の日のうち最も早い日（分割により設立された法人にあっては、各分割法人の設立の日のうち最も早い日）
 - ハ 被現物出資法人（その現物出資により現物出資法人が営んでいた信託の引受けを行う事業の移転を受け、かつ、当該事業を引き続き営むものに限ります。） 当該被現物出資法人と各現物出資法人（その現物出資によりその営んでいた信託の引受けを行う事業を移転するものに限ります。ハにおいて同じ。）の設立の日のうち最も早い日（現物出資により設立された法人にあっては、各現物出資法人の設立の日のうち最も早い日）
 - ニ 被事後設立法人（その事後設立（法2条第12号の6に規定する事後設立をいいます。ニにおいて同じ。）により事後設立法人が営んでいた信託の引受けを行う事業の移転を受け、かつ、当該事業を引き続き営むものに限ります。） 各事後設立法人（その事後設立によりその営んでいた信託の引受けを行う事業を移転するものに限ります。）の設立の日のうち最も早い日
- 二 外国法人 法人税法第141条第1号（外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の課税標準）に掲げる外国法人に該当することとなった日